

2010年12月9日
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

介護保険の要介護認定及び要支援認定に関すること及び介護保険の
保険給付に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び
目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2010年11月30日付けで諮問（第454号）された介護保険の要介護認定
及び要支援認定に関すること及び介護保険の保険給付に関することに係る個人情報を
目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について
次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下
「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要
性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省
略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次
のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2010年11月12日付けで神奈川県藤沢警察署司法警察員より、刑事訴
訟法第197条第2項の規定（「捜査については、公務所又は公私の団体に照
会して必要な事項の報告を求めることができる。」）に基づき、捜査関係事項
として介護保険課で保有する介護保険被保険者情報の照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、目的外のために提供しなければなら

ないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に介護保険被保険者情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問することとなったものである。

(2) 介護保険被保険者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

介護保険被保険者に係る次の情報

(ア) 要介護認定に関わる書類の写し

- a 藤沢市介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書
- b 認定調査票・認定調査票（特記事項）
- c 主治医意見書

(イ) 介護サービス費の自己負担額及び市の負担額

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外の提供に対する実施機関の考え方

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事及び市町村長がその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかしながら、本件照会は捜査の適正かつ迅速な対応のため、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、受け取った情報についても守秘義務が課せられているものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、神奈川県藤沢警察署に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、本件介護保険被保険者が当署において捜査中の殺人事件の被害者であり、その配偶者が被疑者となっている状況から、容疑の裏付けを行う必要がある。」とのことであった。また、本件の目的外に提供する個人情報は、介護保険の要介護認定及び保険給付に関する事務に係る個人情報であり、「被害者の心身の状況確認及び被疑者が当該殺人事件を起こすに至った経緯の確認を行う

ために、捜査上きわめて重要な情報である。」とのことであった。

したがって、本件の目的外の提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の場合、照会対象者が当該殺人事件の被害者で既に死亡していること、また、本人の配偶者は、当該殺人事件の被疑者であることから、本人通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

- ア 捜査関係事項照会書の写し
- イ 要介護認定に関わる書類の写し
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、本件介護保険被保険者が当署において捜査中の殺人事件の被害者であり、その配偶者が被疑者となっている状況から、容疑の裏付けを行う必要がある。」とのことである。また、実施機関では、当該情報が介護保険の要介護認定及び保険給付に関する事務に係る個人情報で、被害者の心身の状況確認及び被疑者が当該殺人事件を起こすに至った経緯の確認を行うために、捜査上きわめて重要な情報で、捜査に必要であることを確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の場合、照会対象者が当該殺人事件の被害者で既に死亡をしていること、また、本人の配偶者は当該殺人事件の被疑者であることから、本人通知を省略したいとのことである。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上